

数は力! あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください!

名古屋北部民商ニュース

2015年7月13日(月)発行

No.145

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

共済会総会のお知らせ

名古屋北部民商共済会総会を下記の日程で行います。
どなたでも参加できますので、皆さま是非お越しください!

日時: 7月15日(水) 午後7時~

場所: 民商事務所3階

総会議事に入る前に、プロのインストラクターの指導で「健康体操」を行います。タオル等、必要に応じてご持参下さい。

共済会とは・・・?

「仲間どうし助け合う」という民商理念を結実して、1984年5月1日に設立されました。「目くばり、気くばり、心くばり」を通じ、いのちと健康を守る力を高め、民商の運動と組織を豊かに発展させる大きな役割を今日まで果たしてきています。中小業者の健康破壊の深刻化と社会保障の改悪をふまえ、より民商らしい共済を一貫して追求し、規約・運営規定も民商会員どうしの団結を高める方向で発展・改善してきています。



原水禁世界大会って何?

①原水禁運動と民商

1954年に、アメリカがマーシャル諸島のビキニ環礁で行った水爆実験で、日本の漁船第五福竜丸が死の灰を浴び、久保山愛吉さんが亡くなるという事件が起きました。また、水揚げされたマグロから放射能が検出され、マグロはもちろん、ほかの水産物も売れなくなってしまいました。

全商連、東商連は鮮魚商組合員を集めて原水爆禁止の声明を発表し、築地市場でも魚小売商、すし屋、仲買人などが大会をひらき、「水爆実験の賠償」「税の免税」「原水爆禁止」を決議して米大使館、政府に申し入れました。このたたかいがきっかけとなって、1955年に第一回目の原水爆禁止世界大会が開かれました。

※今年は広島と長崎の両方で原水禁世界大会が開かれます。愛商連および愛知県下の民商から派遣される代表団は長崎で開かれる大会に参加する予定です。

カンパと折り鶴の方も集めていきますので、ぜひご協力ください!



中小企業法務プラス!ワンポイント

民法改正の動き ~法定利率~

今回は、民法の改正の動きのひとつとして「短期消滅時効」についてのお話をしました。そこで、今回も民法の改正の動きを見ていきたいと思います。

今回とりあげるのは、「保証人」です。保証人というのは、Aさんが銀行からお金を借りるときにBさんが保証人となったとすると、Aさんがお金を返せなくなったときは、保証人であるBさんもAさんの借りたお金を返さなければならないというものです。

今、検討されている一番大きな改正ポイントとしては、事業のための借入の個人保証に制限が加わるということです。事業のためにお金を借りる際に保証人となるのが個人の場合(会社などの法人が保証人のときは除外されます)、その個人が保証契約を結ぶには、原則として、1カ月以内に保証人になってもよいという意思表示した公正証書を作らなければなりません。公正証書を作成せずしてした保証契約は効力を持ちません。

もっとも、次のような例外があります。まずは、法人などがお金を借りるとき、①理事や取締役などが保証人となる場合は、公正証書を作成は不要です。また、②その法人の総社員又は総株主の議決権の過半数を有する人も同様に不要です。また、個人の事業主がお金を借りるとき、③その事業主と共同して事業をする人、又は、現に事業に従事する事業主の配偶者も例外として公正証書は不要と扱われます。具体例を見てみましょう。株式会社Aがお金を借りるとき、取締役のBさんが保証人になる場合、公正証書は不要です。個人事業主のCさんが事業のためお金を借りるとき、一緒に働くCさんの奥さんであるDさんが保証人になるときも不要です。もっとも、株主会社Aの従業員であるEさんが保証人になるときや、Cさんの弟のFさんがCさんの共同事業者ではないときは、Eさん、Fさんが保証人になるためには、公正証書が必要となります。保証人は、事業資金の借り入れには重要な存在ですので、今回の改正がどうなるかを着目する必要があります。



2015年7月 弁護士 新山直行(名古屋北法律事務所)

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**